

四街道市第7回農業委員会議事録

令和5年10月10日(火)

第7回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年10月10日

午後 2時より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

1番 梅 澤 久 史 委員

3番 佐 藤 由美子 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地の競（公）売に参加する買受適格証明願について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	10番 石川博行
11番 佐藤慎一	12番 中村礼奈
13番 溝口貴久	14番 橋本豊
15番 三石浩	

欠席委員（1名）議席順

9番 勝山高治

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田 史郎
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和5年度 第7回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年10月10日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員1番梅澤委員、3番佐藤由美子委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項から8項まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から4項までは関連がありますので、一括して説明したいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項から4ページの8項まで及び、6ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項から7ページの4項までは関連がありますので、一括して説明いたします。

本件は、令和5年11月10日まで権利の設定及び一時転用が許可されている、営農型太陽光発電施設の更新申請です。

議案第1号の整理番号1項から4項までの3条につきましては、今回5回目の申請で、地権者4名のうち1名が平成29年8月1日に農地所有適格法人を設立し、当該法人に地権者4名が使用貸借権を設定し農地を貸し付けており、これを更新するため申請されたものです。

また、議案第1号の整理番号5項から8項までの3条につきましては、畑の上部にパネルを設置するために地上権を設定しており、これを更新するため、申請されたものです。

また、議案第2号の整理番号1項から4項までの5条につきましては、パネルを支える支柱

及び変電施設などの設置に伴う、転用許可を更新するため申請されたものです。

申請地につきましては、農業振興地域内で10ヘクタール以上の農地が連たんしていることから、第1種農地と判断されるところであり、例外を除いて転用できない農地ですが、農地法施行令第11条第1項のイにおいて「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供されるために行うもの」という規定及び農林水産省農村振興局長の通達により、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する場合には、一時転用の許可が必要となるということから、例外規定の適用になると考えられ、一時転用が可能と判断される場所です。

なお、この一時転用の期限は、作付したブルーベリーの単収が地域の平均的単収と比べて8割に満たないため、今回も1年間となります。

次に、土地利用計画は、議案第1号の使用貸借権及び地上権設定につきましては、15筆で19,964平方メートル、議案第2号につきましては、太陽光発電施設の支柱及び変電施設等のみの一時転用のため、面積が65.58平方メートルです。なお支柱が2,060本、パネル数は6,972枚設置しており、発電量は1,812.72キロワットです。設備認定につきましては平成27年12月に譲受人に認定がされております。

資金、信用、他法令関係につきましては問題ありません。

位置につきましては22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号1項から8項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。本人はやる気もあり管理面もしっかり行っていることから、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続いて、地区担当委員が欠席のため、副班長の細野委員説明をお願いします。

○**細野委員** 8番細野です。事務局、班長からすべて説明がされており、補足する点はありません。

○**議長** 議案第1号整理番号1項から8項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、事務局及び班長、副班長から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 橋本委員。

○**橋本委員** 14番橋本です。収量が足りないために1年毎の更新となっているが、同様の施設で成功している事例はありますか。

○議 長 事務局。

○事務局 県からの情報では、設備に伴う日照不足なども影響して、全国的にも8割を超えているところは少ないようです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号3項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号4項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号5項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号6項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号7項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号7項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号8項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号8項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第2号整理番号3項につきましては、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第2号整理番号4項につきましては、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号9項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号9項についてご説明いたします。

譲受人は佐倉市に居住しており、売買により田1, 682平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴5年で、佐倉市で6, 126平方メートルの田と2, 420平方メートルの畑を借り入れて、水稻及び野菜等を栽培しています。今回の申請地と合わせた、7, 808平方メートルの田で水稻を、家族等4人で耕作するという事です。

トラクター、耕運機、コンバイン等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、24ページ及び25ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号9項につきましては、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。申請地を含めた耕作面積への対応が人数的に難しいのではないのかとの指摘がありましたが、その際には人を雇い入れて対応するとの回答でした。第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当の溝口委員説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。事務局、班長の説明のとおりです。申請地は耕作放棄地に近い状態のため、耕作するまでが大変だとは思いますが。

○議長 議案第1号整理番号9項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号9項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号9項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号の整理番号5項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号5項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、佐倉市で中古自動車及びその部品等の売買及び輸出を行う会社を経営しています。販売実績が好調なため仕入れ台数が高止まりする見込みが強いことから、新たに置き場や駐車場を購入し、経営基盤の安定化を図ることとしました。現在近接地を置き場として確保していることから、管理しやすく物流コストも抑えられるので、他の土地をもって代えがたい利便性、有用性があると判断し、1,662平方メートルの畑に資材置場及び車両置場を整備するものです。

申請地は、砂利敷きとし、境界はコンクリート基礎とメッシュフェンスを設置します。

用水は使用せず、雨水は敷地内で自然蒸発もしくは自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては24ページ及び26ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号5項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。この案件は可決してし

まうのかなと思いますが、地域の環境面で心配な点があります。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続いて、地区担当の細野委員説明をお願いします。

○**細野委員** 8番細野です。申請者は、今回の申請地の道路を挟んだ反対側に、同様の用地を確保し既に車両置場として運用し始めています。大作岡の道路は2間道路で非常に狭いため、車幅がありかつ重量の重いトレーラーが多く利用することで、他車の通行の妨げや道路の管理上等、周辺環境に関して多くの問題が発生している実態があります。

○**議長** 議案第2号整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 橋本委員。

○**橋本委員** 14番橋本です。このような案件は、地元で困っているという事を、県に申し入れはできないのですか。

○**議長** 事務局。

○**事務局** 道路の件については、事前調査会でも議論されました。この中で、農業委員会は農地に影響が出るかを審査する場であることから、道路に関しては所管している土木課に農業委員会としての心配点を伝え、対応してもらおうという結論になりました。

○**事務局** 土木課への対応結果ですが、道路の補修に関しては、原因者が明らかな場合は、その費用を原因者に請求するとのこと。また、事前に大型車の利用が明らかな場合は、予め

道路の厚さを厚くすることを指導しているそうです。これらの点を踏まえて、事前に土木課に相談する様に代理人を通じて申請者に伝えました。今後同様の案件が出てきた場合も、これに準じて対応する事とします。

○議 長 本案を許可相当として県に進達することにあたっては、事務局からこれらの問題点を付帯意見として申請をお願いします。

○事務局 わかりました。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○議 長 賛成多数ですので、議案第2号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号6項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号6項についてご説明いたします。

申請地は、物井の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請者は、四街道市の実施した、認知症対応型共同生活介護事業所の整備運営事業者募集に応募するため、土地を探していました。

申請地は、交通の利便性が良く、日当たりが良いこと、緑が多く環境が良いことから、1,624平方メートルの畑にグループホームの建設を計画しました。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、雨水につきましては、雨水浸透施設で流出抑制し、道路側溝に放流します。汚水雑排水は、浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋め立ては行わないので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては28ページ及び29ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号6項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画等も妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも務めているため、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当委員の井岡委員説明をお願いします。

○井岡委員 6番井岡です。建物は木造2階建てで18室です。32台分の駐車場があり、敷地の高低差は2段から5段の基礎ブロックを設置し整地します。なお、周辺囲いはつけません。

○議 長 ただいま、議案第2号整理番号6項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。総人数は何人になりますか。

○井岡委員 受入総人数は、1人一部屋なので18名です。

○議 長 他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号6項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号7項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

整理番号7項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、戸建て住宅を建築するにあたり、家庭菜園ができる広い土地を探していました。申請地は、357.86平方メートルの畑で、隣接する原野132.17平方メートルと一緒に購入します。

雨水処理のため、盛土を行います。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、汚水は、浄化槽及び蒸発拡散装置により宅内処理、雨水は浸透枮を設けます。

資金につきましては、全額借入金で賄うこととし、住宅ローン事前審査結果により確認しております。他法令関係ですが、盛土を行いますが、面積が500平方メートル以下のため、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては24ページ及び27ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号7項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。周辺は農地よりも住宅が多い状況です。特に問題はなく第1班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当委員の細野委員説明をお願いします。

○細野委員 8番細野です。特に問題はないと思います。

○議長 ただいま、議案第2号整理番号7項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号7項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙

手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号7項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

議案第3号 令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

11ページをお開き下さい。

第7次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新1件となります。また、借受者は、1人です。

番号1につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和7年10月31日となります。

12ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第4号「農地の公売に参加する買受適格証明願について」の整理番号1項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

議案第4号 農地の公売に参加する買受適格証明願について、農地の公売に参加する者から、買受適格証明願の提出がありましたので、ご説明いたします。また、今回は入札に参加するために買受適格証明書を発行する審査ですが、申請人からは、すでに入札後の3条許可申請書の書類の提出もいただいております。申請人が落札した場合は、落札の証明書等の確認後、速やかに3条許可書の発行を行いますので、併せての審査をお願いいたします。

譲受人は佐倉市に居住しており、公売に参加することにより、7,355平方メートルの田畑の所有権を移転するという申請です。

譲受人は、5ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号9項と同一人物です。農業歴5年で、佐倉市で6,126平方メートルの田と2,420平方メートルの畑を借り入れて、水稻及び野菜等を栽培しています。今回の申請地と3条許可申請を合わせた、11,613平方メートルの田で水稻を、5,970平方メートルの畑で芋、柿、栗等を、家族等4人で耕作するということです。

トラクター、耕運機、コンバイン等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、30ページ及び31ページから34ページまでの案内図をご覧ください。説明は以上です。

○議長 議案第4号整理番号1項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断いたしました。

○議長 続いて、地区担当の梅澤委員説明をお願いします。

○梅澤委員 1番梅澤です。申請人は、沖縄方面への販売ルートを持っているようで、できるだけ多くの面積をやりたいとのことでした。

○議長 議案第4号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号整理番号1項につきまして、買受適格証明書の発行に賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項から16ページの整理番号8項までの8件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅又は駐車場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です

○議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの整理番号3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅又は共同住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 19ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、9月1日に事前調査会3班の委員さんと事務局で現地確認を行いました。20年以上前から駐車場であった土地であることから、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 20ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、9月14日に溝口委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項及び3項の車両及び資材置場並びに駐車場への転用につきましては、9月14日に佐藤由美子委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号4項の資材置場への転用につきましては、9月22日に小金井職務代理者と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第5号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 21ページをお開き下さい。

協議報告第5号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願いがありましたので、現地確認を行い証明書を発行致しました。

整理番号1の鹿放ヶ丘の畑3筆の5、297平方メートルにつきましては、8月30日に三石委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認致しました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(意見なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

事務局より研修会関連の連絡および意見交換会について、3点の周知が行われた。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

11月の開催予定については、事前調査会が11月1日の水曜日に、第2班の委員にお願い致します。

また、総会が11月10日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は11月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後3時01分

令和5年10月10日

農業委員会長

議事録署名委員

1番

3番